様式第５号の２（第６条関係）

　　　　　　　　　　　那珂川市緊急通報装置貸与契約書

　　那珂川市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という｡）は、那珂川市緊急通報装置の貸与に関して､次の各号に定めるところにより契約を締結する。

　　（貸与の装置）

　第１条　甲は、乙に次の装置の貸与を行う。

　 (1)　携帯型緊急通報装置

　 (2)　専用充電器

　（3） 安否確認用センサー

　　（装置の管理）

　第２条　乙は、細心の注意をもって装置を使用しなければならない。

　２　乙は､装置の現状を変更若しくは転貸し、又は、その他本事業の目的以外に使用してはならない。

　３　乙は､装置の全部又は一部を棄損し､又は、滅失した場合には、直ちにその状況を報告し、甲の指示に従わなければならない。

　４　乙は、甲に届け出た住所の自宅内のみで、装置を使用すること。

　５　乙が自宅外で装置を使用した場合や、装置の充電不備により、甲が必要な対応ができなかった場合、甲はその責を負わないものとする。また、予期せぬ通信障害等で、甲が必要な対応ができなかった場合も同様とする。

　　（免責）

　第３条　乙より緊急通報が発せられたときは、協力者等関係機関の者が住宅内に立ち入ることを認め、その際に住宅等の一部に破損が生じた場合でも、甲にはその修復責任はないものとする。

　　（補則）

　第４条　この契約書に定めなき事項については、那珂川市緊急通報装置貸与事業運営要綱の定めるところによる。

　　（協議）

　第５条　この契約書並びに要綱に定めなき事項については、甲、乙、協議して定める。

　　この契約書の証として、本書２通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自１通を保有するものとする。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　那珂川市西隈１丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　那珂川市福祉事務所長　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　那珂川市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印